

令和3年 網走市議会
新型コロナウイルス感染症対策特別 委員会 会議録
令和3年2月15日（月曜日）

○日時 令和3年2月15日 午後1時2分開会

○場所 議場

○議件

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る調査研究項目について
2. 今後の進め方について

○出席委員（15名）

委員長	山田 庫司郎
副委員長	栗田 政男
委員	石垣 直樹
	小田部 照
	金兵 智則
	川原田 英世
	工藤 英治
	近藤 憲治
	澤谷 淳子
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	松浦 敏司
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（0名）

○事務局職員

事務局 長	武田 浩一
次 長	伊倉 直樹
総務議事係長	神谷 浩一
総務議事係	早渕 由樹

午後1時2分開会

○山田庫司郎委員長 大変御苦労さまです。

ただいまから、新型コロナウイルス感染症対策特

別委員会を開会をいたします。

まず、今日の進め方を皆さんに御案内申し上げてですね、ぜひ御理解をいただきたいと思いますが、お手元にあるように、今日の議件は2点であります。

1点目が、この特別委員会で調査研究をする項目について整理をさせていただきたい。

そして2点目ですが、この特別委員会の進め方について、今後のスケジュールも含めてですね、皆さんからぜひ御意見をいただきたいと、こんなふうに思います。

それで、1点、2点の議件について意見をいただく前に、今日のこの特別委員会の事前に、もし考え方がある委員については、事務局に提出を願いたいという御案内をしておりました。

それで、5名の方から事前に提出をいただきましたので、1番の調査研究項目と進め方も併せて、提出いただいている委員の皆さんから口頭補足も含め、ぜひ1回説明をいただいて、そのあとに議件に入っていきたいというふうに思っていますが、この進め方で御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは早速、お手元の資料として、事務局として整理をさせていただいたんですが、ただ皆さんに御説明させていただきたいんですが、今後の進め方と調査項目について、表の中で二分化をさせていただいたんですが、工藤委員から出ています、何点かについてですが、調査研究項目に該当する部分も、委員長としてあるように思います。

工藤委員から出ている進め方については、資料の一番右下の議員間討議を主としてという部分が、今後の進め方に該当するかなとこんなふうに思っていますので、ぜひこの表を参考にさせていただいて、その辺もぜひ皆さんに御理解いただきたいとこんなふうに思います。

それでは早速、この表の順番にですね、平賀委員から事前に提出いただいた内容について、口頭補足含めて説明をいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 それでは、私から説明を簡単にですがさせていただきます。

まず、調査研究項目については、11項目あげさせ

ていただきました。

できるだけ項目がですね、被らないように、かつ分野がしっかり分かれたほうが、質疑がしやすいだろう、調査がしやすいだろうということで、こういう形で分かれております。

見ていただければ基本的にわかると思いますが、4番と5番だけちょっとわかりづらいかもしれませんが、ので、補足させていただきます。

市民の通常の暮らしがどうなっているかとか、暮らしの中で出てきている問題については、4番の市民生活の状況と支援の取組についてというところで、項目として整理されると思うんですけれども、市民の活動ですね、いわゆるお祭りであったり、様々な行事であったり、町内会の活動だったりですね、生活とはまたちょっと違う、みんなで動くようなタイプのものはこの活動になるだろうと思いますので、4番と5番を一緒にしないほうがいいだろうということで分けさせていただきました。

それから、8番の災害対応ということも、今回地震がありましたけれども、実際に起きる可能性がありますので入れさせていただきましたが、10番には、緊急事態宣言の対象に網走はなっていません。

また、北海道の集中行動期間にはなっていますけれども、ただそうは言っても、網走で急速に拡大をするなどということもあるかもしれませんし、緊急事態宣言の対象になることも実際あるかもしれませんので、そんな場合についてどうするのかということも、協議をして整えておく必要が、備えていく必要があるだろうということで項目立てさせていただきました。

それ以外のものについては、11番で整理ができるだろうという形です。

それから今後の進め方のほうですけれども、前提としては、議案の審議については、理事者から提案されるものですから、常任委員会で審議をするということがまず一つになると思います。

流れについてはここに記載のとおりですが、まず、今日のように、議員の間で意見交換をし、そこで様々な意見を出してくるんだと思います。

その中にはすり合わせたりしなきゃいけないものもあれば、賛否が分かれたり、両論、見解が分かれたものも出てくると思います。

そういったものは、すり合わせできなければ、そのまま両論併記で出すことに、場合によってはなる

んだろうなと思いますが、できるものはすり合わせていって、理事者に委員会終了後文書をまとめていただいたものを提出すると。

それに基づいて後日委員会を開催して、理事者の返答を得た上で、理事者を交えてさらに質疑をし、調査をし、議論を深めていくということになるんだというふうに思います。

また、その他ですけれども、委員会として、事業提案できるような内容が、今日のような協議の結果ですね、練り上げられた場合については、理事者とも相談は必要だと思いますけれども、委員会の発議で提案することも、この議会、委員会で行けるといふふうに考えております。

そしてもう1点ですが、100条の2項、地方自治法ですね、活用すれば、専門家を招致して意見交換や情報交換、これを行うことができます。

また、委員会として公聴会を開催すれば、飲食店あるいは観光業界を初めですね、必要な業界との意見交換、あるいは、ひとり親家庭だとか若者など実際ですね、どんなふうに行っているのか、聞き取りが必要があればそういったこともできるだろうということで書かせていただきました。

はい、以上でございます。

○山田庫司郎委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、川原田委員からお願いをしたいと思います。

○川原田英世委員 僕のほうからも記載内容についてですが、3項目出していますけれども、素早い対応は求められるのではないかなというふうに思う点を書かせていただいています。

まず、分野でいくと2番目という項目になるんですかね、のところにるのが、感染症について、自ら感染について情報の公開を求めた場合、これまでの12月の議会等でも、自ら感染の情報公開をしていますよと言わない限りは、基本的には状況については、事細かくは出てこないということだったんですが、その基準がわからないと、どういうふうに公開されていくのかというスキームもよくわからないというのがありまして、企業側から情報提供があったりするんですけれども、それについての扱いも、果たしてどういったものなのか、というところは不透明な部分がありましたので、市民が得る情報として、企業から出ている情報と自治体から出ている情報の乖離があるものですから、そこら辺をしっかりとしなくちゃいけないんじゃないかなというふう

に思って記載をしています。

次にあるのが、まさにこれからの時期、必要になってくるのではないかなと思うんですけども、東京農大生の新入生は、もちろん緊急事態宣言が出ている地域からも来られる方がたくさんいます。

また、あわせて、若い方は症状がなかなかわかりにくいというような状況があります。

そういった状況でも、知らないうちに感染させてしまうという危険性があるものですから、これまでも、合宿などで感染がというのは、全国的にありましたけれども、それと併せて東京農大生の新入生、どういう手法がいいのか、来る前に事前にPCR検査を受けてもらう形を構築するか、どういうふうにしていくのか、これは議論があるところだと思いますけれども、そういったことをできないものか、早急に議論をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つがですね、公共施設で感染者、濃厚接触者が発生した場合の対応についてなんですけど、これもさきの議会で議論をしましたけれども、基本的には特にマニュアル等の考えはなく、また濃厚接触者が発生した場合も、特段の対応はということでしたが、果たしてそれでいいのかということ、またその基準が曖昧であって、どのような見解でどのように対応していくのか、これを、やっぱり早急にしっかりとしていかななくてはならないのではないかなというふうに思っています。

あとこれ記載がないんですが、今後の進め方の中に、今言ったように、国、道、市でそれぞれの役割分担が必要なんですけれども、やっぱり情報開示等には、道、知事の権限がありますので、道に対して要請していくという項目も必要でしょうし、地域の感染状況において、経済的な影響があれば、国や道に対して、そういった要請を出していくというのもこの特別委員会の一つの役割なのかなというふうに思いますので、その点だけ口頭で追加をさせていただければと思います。

○山田庫司郎委員長 ありがとうございます。

それでは松浦委員からお願いします。

○松浦敏司委員 私のほうからは、9項目ほど出させていただきました。

この表での2のところでは、2項目、今、この網走市内における新型コロナウイルス感染の状況というのは、基本的には全くわからないに等しい状況にあるという点で、一体、この網走市内ではどんな状

況になっているのかという、これはあくまでも個人名、いわゆる個人情報に関わらない部分でありますけど、何らかの形で、一定程度知る必要があるんじゃないかということ、それから市民への情報提供と。

これがまず、非常になされていないという、ここが市民の大きな不満となっております。

先ほど川原田委員も言いましたように、企業、あるいは飲食店で公表しているんだけど、市は一切これにコメントがないという点で、非常に混乱するといいますか、そういうような状況もありますし、そういった点で、この二つを挙げさせていただきました。

それから3の所で言いますと、これも川原田委員が言われたように、農大生が、とりわけ新入生などは、感染がかなり落ちついているとはいえ、相当感染の多いところから来る可能性がある。

そういう意味では、事前に何らかのPCR検査なり、そういったことが必要なのではないかというふうな思いから、ここにどうするかということを、提起させていただきました。

それから、4のところでは二つ。

公共施設で陽性者が出た場合の対応ということで、これも様々、どうやらいろいろあるようです。

ですから、ここに対してどんな対応が求められているのかということも、しっかり議員の中で認識し合う必要があるのかなというふうに思います。

それから転勤者への対応、これは3のところとも関わると思うのですが、いわゆる感染、今これからまさに転勤が3月の後半から4月、あるいは夏にかけてというようなことがあると思うんですが、その場合の事前の何らかの検査というのが必要じゃないかなというふうな思いから、書かせていただきました。

5のところでは、あらゆるイベントを今後どうするのかという点で、ガイドラインがないと言えませんが、いいですね。

だからそういう意味では、これらに対してもっとわかりやすくする必要があるのではないかとということで書かせていただきました。

6のところでは、事業者、経営状況ということで、ここもほとんどわからないですね。

業種ごとにできれば、全ては網羅できないと思いますが、業種ごとにつかめる情報があれば、つかむ必要があるし、それをある程度つかめば、行政としての対応も考えられるというようなこともあつ

て、なかなか簡単ではないと思いますけれども、これをやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから11番のところ、ここも二つありますが、各種施設でのPCR、今でいえば抗原検査というものもありますけれども、そういった検査の状況というのを把握する必要があるのではないかと。

それから、いよいよこれからワクチンの接種が始まるわけですが、報道なんかを見ているとやはり、体制をとるのがなかなか大変なところもあるということで、網走市民の中でもやはり、どういう形でやるんだっていうような声もありまして、そういう意味では、準備状況とかあるいは体制、当然医師、看護師、これをどう確保するかという問題もありますので、その辺で、一定程度議論をしたほうがいいのかということを書かせていただきました。

以上です。

○山田庫司郎委員長 ありがとうございます。

それでは小田部委員をお願いします。

○小田部照委員 他の委員と重複するところがあるようですが、私のほうからは、大まかに7項目、テーマを挙げさせていただきました。

まず一つ目に、市役所の情報公開の考え方についてであります。今現状では、市内で感染者が出た場合、道や保健所からの指示がない限り、情報は出せないというような現状だと思いますが、これについても市町村との比較などを踏まえてよく検討すべきであると考えております。

また、市職員、会計年度職員、指定管理者の職員が感染、または濃厚接触者だった場合の公表基準をしっかりと明確化すべきであると考えます。

もう一つに、コロナ対策本部の体制についてであります。

こちらは、12月のさきの議会で私も質問しているんですが、そこでの調査の中でコロナ対策本部がしっかりと機能していないことにより、市民へのしっかりとした情報の公開、または情報の遅れが出たものだと考えております。

12月議会の質問に当たり、実はコロナ対策本部の会議録を公文書請求して拝見させていただきました。

その内容がですね、余りにも何の会議をしたのかもわからない、重要な場面で市長が一体どのような指示を出したのかっていうような内容も記載も何もない。

こういうような会議録の実態というのが今の現状であります。

12月の議会、SOMPOボールゲームフェスタの件でもですね、しっかりと教訓を未来に生かすためにもですね、詳細な会議録の作成というのが、必要であると私は考えております。

次に、市の公共施設の利用についてであります。

こちらもコロナが感染拡大した際、市内公共施設の閉館について、市は明確な基準を持っていないのが現状であります。

管理を受ける指定管理者側の意見をしっかりと聞いて、現場の声をしっかりと反映させながら、今後の対応策も明確に基準を設けるべきだと考えております。

次に、市主催のイベントの運営方法についてであります。

こちらも重複する部分もありますが、損保のイベントの教訓を踏まえてですね、外部講師を招く際の予防策やイベント運営方法をしっかりと見直して、運営に関わるガイドラインの策定についても、しっかりと検討していくべきだと考えます。

次に、コロナ禍における市独自の経済対策についてであります。

国の交付メニューだけに頼らず、独自の支援策を展開していくべきだと考えます。

一部いろいろと市独自のメニューもありますが、一番大変重要なのは、今、網走市民はもちろん市内事業者や、お店、店舗の方々が一体何に悩んで、不安で、生活しているのかっていうことを、やっぱり担当部局がしっかりと町に出向いてですね、市民や会社、事業者の皆さんの声をしっかりと聞いて、施策に反映するような、市独自の調査チームといいますか、そういうものを設置してもいいのではないかと私は考えております。

次に、コロナ収束後の観光振興についてですが、コロナ禍において市内の宿泊施設など、観光業界は厳しい状況に置かれております。

一部予算書にもありましたが、コロナ収束後の観光戦略は、今のうちにしっかりと立てていかないと出遅れてしまいますので、宿泊施設など観光業界は、出遅れてしまっ、息絶えてしまうというケースもありうると思いますので、しっかりと市役所内ですね、スタートダッシュに遅れないようなチームを立ち上げてですね、国内外の情報をしっかりと集約し、網走独自の観光ビジョンを描いていく必要が

あると考えます。

次に、ワクチンの接種についてであります。

先般、報道でワクチン接種対策室が設置されたと、そして人事など、私議員として報道でしか見ていなく、行政、理事者側から説明を受けていないというのが現状なんです、日本国民が経験したことのない一斉ワクチンの接種ということで、国の混乱も、もちろん市の市民の混乱も予想されることであると思います。

こうした中でですね、果たして報道であったような内容で十分なのか、人数も踏まえて、市職員のそれだけの対応ができるのかも踏まえてですね、よく議会側でも協議、検討すべきだと考えております。

あわせて地元医師会との連携についての確認ですとか、ワクチンの接種場所の選定も急務なことだと思います。

今現状、コミセンや住民センター、エコセンなども、そういった対象として考えがあるようですが、代案としてですが、閉校となったばかりの道立看護学校をお借りするですとか、オホーツクドームだとか、現状民間ホテルや空き店舗を活用するアイデアも出ているようですが、民間に頼るのももちろん必要になってくるんですが、その前に利用できる公共施設があれば、それを前提に皆で協議し、しっかりとした対応していくべきだと考えております。

大ざっぱではありますが、その7点について、テーマとして上げさせていただきます。

○山田庫司郎委員長 ありがとうございます。

それでは、工藤委員お願いしたいと思います。

○工藤英治委員 それでは、お話をさせてもらいます。

今回のこの新型コロナウイルス感染症対策特別委員会は、基本的には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これが一番ベースになるのではないかと思います。

この感染症のほうは、医療措置、予防体制は当然ですが、ハンセン病などで患者、御家族に洩り知れない苦痛を与えたこの反省から、人権尊重などが大きな柱、ベースになっている。

感染症及び濃厚接触者の措置、調査公表、これは知事が行うとあります。

これを統括するのは、保健所の保健師が保健所長と協議をして行うと示されております。

市においては、これら感染症等に関しましては、権利はございません。

責務、義務、責任は一切ないわけでございます。

札幌市などが保健所を設置し、北海道に4市ございますが、この4市を含めた北海道、これらにつきましては、設置市としての責任が、権利と義務、責任が与えられております。

適当な言葉とは思いませんが、振り込み詐欺に関しては、市議会では特別委員会であり、警察署の設置者は北海道公安委員会であり、その給与支払者は北海道知事です、それぞれ組織が違う。

網走市にできるもの、できないもの、しなければならないこと、これらをしっかりと整理することがまず第一ではないかなと思います。

その中にどの程度に分けるのか、いわゆる、例えば一つ言えるとして、松浦委員が5番目にある、あらゆるイベントを今後どのようにするか、ガイドラインがあるのか。

これは、今国で1,500人までいいとか、相撲だったら何人までいいとか、こと細かく言っていますが、事あるたびに変わっていくので、市が何かガイドラインをつくるとしたら、そういう数字や何かはほとんど入れられないような気がします。

それから、こういったことがどこで整理されるのか。

例えば、平賀委員が言われる、新型コロナウイルス発症対策、発症拡大時の災害対策や対応について、これが保健所が主として行なうものか、市がそれに何か加えられるものか、ここら辺も全て整理しなきゃならない。

それから、市が行うものでも、国から委任、移管されて、例えば10万円の給付金とか、これらは、ただただ支給するための、言葉が適切かわかりませんが、支給の名簿をつくって、お手伝いをするだけであって、市が独自にできるとしたら、支援交付金とか、そういったものは市独自で、割と割り振ることができるのかなと。

ここら辺をしっかりとしないと、例えば市役所の情報公開の考え方について、これは、情報公開はあくまでも、知事の責任であって、知事の下保健師の仕事であって、市でそれができるのか。

これには、法律では罰則規定がきちんとしています。

公務員、また元公務員、そして医療関係者、これらが漏えいをした場合、秘密を漏えいした場合、懲役、禁固、その他の罰則規定がきちんとしていので、なかなか市がきちんとした公開が道と相談して

できるものかどうか、その辺は非常に難しいものがございます。

だからそこら辺をまず初めに、整理すべきではないかという私の提案です。

○山田庫司郎委員長 あと進め方の関係で、こちらの右下にちょっとまとめてあるんですが、これよろしいですか。

今工藤委員から、お話いただきました。

事前に提出になった中に、表の右の1番下ですが、議員間討議を市として加えて、より効率的っていう文面があると思いますが、これも進め方ということで、工藤議員の提案ですから、事前提出いただいた皆さんに口頭での補足含めてですね、説明をいただきました。

それでは早速議件に従って、進めていきたいと思えます。

まずこの特別委員会として、調査研究項目をですね、今の段階でありますけれども、整理をさせていただきたいと、こんなふうに思えますので、事前に提出をいただいた5名のほかの委員からも、今日の段階でもしあれば、挙手をいただいて提案いただきたいと思いますけれども。

進め方はまた後ほどやりますから。

よろしくお願いします。

今の段階では、ありませんか。

○近藤憲治委員 委員長の仕切りの中で、調査研究項目の選定段階なので、資料で出していただいた部分も含めて、少し気になっていることをお話しさせていただきたいと思えます。

この特別委員会、前回の臨時会で設置をされたわけなんですけれども、非常に対象となる範囲が広いにも関わらず、一方で議案として出ている部分でありますとか、所管事務調査でやっている部分には、そこは所管の常任委員会でやってもらうという、切り分けがなされているというふうに認識をしています。

まずその部分でいきますと、例えば今回ワクチンの件が調査項目として入っていますけれども、一方でここは文教民生委員会でも、所管事務調査で行う旨が決められているということで、そこはどのようなふうに切り分けられるのかという懸念があるということがまず1点であります。

それから各項目について、この後調査を仮にしていた場合に、必ずぶち当たりそうなのが、例えば東京農業大学の新生に、事前に検査をすべきじゃ

ないかみたいな論点を設定して、仮に私たちが議論をしたところでですね、それが絶対に正しいのかどうかというエビデンスは残念ながらありません。

例えばニュージーランドでは、とある都市で3人の感染者が出たらロックダウンする、それが報道はされますけれども、結果的に感染症予防として、それが最も正しい方法だったのかというのは、歴史的な検証をしてみないとわからないわけなんです。

我々も専門的な知見を残念ながら持っているわけではなくて、これは絶対にこうしようよと。

例えば先ほど工藤委員がおっしゃられていた、イベントのガイドラインも、市で、例えば我々が独自のガイドラインつくれるかといったら、その根拠は何ですかって聞かれたときに明確に示すものって、結局は道がこう言っている、国がどう言っている、専門家はこう言っているという、積み重ねにしかないと思うんですね。

そういう点で言いますと、非常に調査項目は丁寧に設定しないと、ぐるぐる回って報道やインターネット上に出ていた情報をみんなで持ち寄って、でも結局どれが正しいんだろうね、みたいな話にならざるを得ないという懸念を私は持っております。

ですので、そういう点ではですね、今回各委員の皆さんの問題意識は、相当にいろいろとばらけているというのもわかりましたので、まずそこをきちんと共通の段階に持っていくために、私たちのほうで専門家でありますとか、いわゆる知見を有した方に新型コロナ対策とは何なのか、そしてそこに必要な施策は何なのかというのを、一つ一つ積み上げていかないと、結局私たちが独断で判断したものが歴史的に蓋を開けてみればですね、全く効果がなかったようなことになりかねないので、そこはですね、委員長の差配の仕方、設定の仕方の基本的な考え方も、説明していただきながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○山田庫司郎議長 委員長のコメントは後ほどしますけれども、まず皆さんからいろいろと意見をいただきたいと思います。

近藤委員からも今出ました。

○永本浩子委員 先ほど5名の方からお話がありました中で、今近藤委員のほうからもありましたけれども、この特別委員会設置にあたっては、常任委員会の所管事務調査と議案に上げられた内容は除くということが条件ということで、私たち会派も賛成さ

せていただいたわけなんですけれども、このワクチン接種に関しては、所管事務調査として文教民生委員会で取り扱うことになっているので、まずはそちらを優先させていただきたいということと、やはりこの情報公開というところが多分、皆さん、市民の皆さんもそうですけれども、私たち議員の中でもどこまでそこをやっているものなのかっていうところが、一番議論的になるのかなと思うんですけれども、そうした議論を進めるにあたって、まずは感染症法という、この法律の中身を私たち議員自身がまず、きちんと勉強するところからスタートをして、こういった議論をやっていくべきではないかなと思っております。

道に対して、情報公開に対する考え方の変更を求めるということも、水谷市長、北見の辻市長、近隣自治体の町の方々が、やはり、保健所を市として持っていないところの情報公開が、なかなか道の言ったことしか言っちゃいけないという、この辺のところも陳情として、既に道のほうにも行っているということですので、その辺のところもきちんとわかった上で、一つ一つ進めていくことが大事ではないのかなと思っております。

○山田庫司郎委員長 ほかに。

御意見ありますか。

○平賀貴幸委員 聞いていて思ったことなんですけど、まずは法律の勉強は自分でやってください。

申し訳ないですけども、ここは勉強会をする場所じゃありません。

それは、はっきり言っておきます。

ただ、専門家の話を聞くっていうのは、近藤委員おっしゃるとおり、私も必要だと思います。

ただ、そういったことをするまでに、様々な審議が、あるいは所管事務調査ができないというのは、これは違うんだと思っております。

それはそれでしっかりやりながら、必要なことは審議をしていくっていうのが正しい委員会のやり方だと思います。

それと、所管事務調査の整理ですが、通常の委員会と、あるいは一般質問等の関係を思い浮かべていただければと思います。

議案に提案される予定のこと、はっきりわかっていて、この議会に提案されるということについては、一般質問では取り扱わないような形でこれまで進めてきました。

ですから、この委員会もそれは同じだと思います。

す。

まだ委員会に対して提案されていないときに、この委員会が先に開かれたのであれば、何らかの形でそのことについて議論することがあるのは、これは当然しかるべきことであります。

それまで制限するということは、何の法的、権能も、申し合わせ事項にもありませんので、例えばワクチンを例にすると、先日の委員会審議にあったことについて、また改めてここで審議するというのは、それはおかしい話です。

ただ、そこから状況は変わっていたり、見通せないものが、国の関係などで発生した場合について、所管委員会が開かれる前にこの委員会が開かれるのであれば、そこで審議することは当然できるんだというふうに考えます。

そういう形で、これまでの議会の先例どおりの整理をすれば、特に大きな問題はないというふうに思います。

以上です。

○山田庫司郎委員長 ほかの委員の皆さん、御意見あれば。

○松浦敏司委員 常任委員会と特別委員会との関係でいえば、今平賀委員が言われたとおりだというふうに思います。

それから情報の関係で言いますと、この間、網走市内で飲食店とか、あるいは事業所で公表しているという事実があると。

しかし、それにも関わらず、市のほうではそれに対して一切コメントがないという状況があるわけですよ。

そういったことが果たして本当にいいのかどうか、やはり個人名を別にどうこうするわけではありませんから、コロナ感染者が出たのか、出ないのかという、その事実関係さえ市は何もコメントしない。

だから、いろいろ疑心暗鬼で噂話がどんどん広がって、事実でないことも広がって、風評被害を受けた飲食店もあるというようなこともあるんで、やはりそういったこともあるわけですから、そういう意味では市民にそういうものも知らせることは重要なことではないかというふうに思います。

○山田庫司郎委員長 ほかどうですか。

皆さんからいろいろ意見をいただきましたけれども、実際に調査研究項目を整理しようと思えば、進め方にも触れていかなきゃならないということにな

るのかなと、今、経過を見ていて判断をさせていただきましたが、進め方については、この後また議論をさせていただきたいとは思いますが、やはり関連してくるんだろうなと、こんなふうにちょっと思っています。

それと近藤委員から、委員長の今後の進め方について、というコメントを求められました、永本委員からも出ました。

確かに、設置する段階で今、議案、議件として議論している案件については、これは特別委員会では触れることにはならないと、私もそういうふうに思っています。

それと、これから議件になろうとしている状況がもし見えて、協議会等で説明があったことについて、また特別委員会に触れるということは委員長としてはなるべくしたくないと、こういうふうに思っています。

それと、それぞれの常任委員会では、所管事務調査という、権利と権限も持っていますから、この所管事務調査、全ての常任委員会で所管事務調査ができるわけですが、委員会が所管事務調査として位置づけをして動かなければ、これは特別委員会で皆さんの了解が得られれば、特別委員会で議論してもいいのかなと、こんなふうにも委員長として思っています。

それで、近藤委員から言われたように、項目一つ一つに、エビデンスのお話がありましたけれども、非常に難しいということも委員長として認識しています。

ただ、調査項目、研究項目としてあがったことについては、整理ができれば、整理をさせていただいたあとは、この項目について委員会としても議論をしていきたいと。

ただ、結果として、例えば先ほどの農大の新入学生のPCR検査を受けるような形が、この特別委員会で仮に決まった場合、本当にこれがどうなのかという議論は、また別の問題でちゃんとあるんだろうというふうに私も思っています。

ですから、非常に難しい問題とは思いますが、理事者と議論する中で、全てではありませんが、理事者と議論する中で、いい形で、一步でも前に進められるような状況が見出せるものでしたら、特別委員会としての価値はあるのかなと、こんなふうに思っています。

それと、2人の委員からも出たように、専門知識

のある方に来ていただいてですね、いろんな部分での専門的知識をお聞きをする機会を、ぜひつくっていききたいというふうに思っていますし、あとは現場からの生の声を聞くという意味では、いろんな諸団体の皆さんの御理解をいただければ、この委員会に出席をいただいて、現状とか今後の課題も含めてですね、お聞きすることも、特別委員会として大切な業務の一つかなと、こんなふうに思っています。

ですから今日は、調査研究項目を皆さんからあげていただきました。

最終的には一度正副にですね、整理のお任せを一回いただいて、これからの委員会の中で、調査項目を整理した段階で議論していきたいと。

このコロナですから、どういう状況に変化していくのか、情勢が変わる要素もありますから、今決めた調査項目が、これが全てとは私は思っていない。

途中からこの項目もぜひしたい、この議論をしていこうではありませんかということが出てくれば、委員会としてはそれを受けて議論をしていくことも考えていますので、その辺御理解いただければと、こんなふうに思います。

これで、もしあれでしたら、次の進め方に移っていくんですが、2番目の進め方についても、今何人かからそれに関わる部分で意見が出たと思いますので、進め方についてもですね、今言ったように公聴会という名前がいいのか、参考人招致というところと違いますけれども、専門家の知識を聞く機会、それと、現場で働いている皆さんの生の声を聞いていくと、こういうこともきちんと考えていきたい。

それと、今こういう時期ですから、できるならこの委員会の中で調査なり、質問事項がある程度整理された部分については、事前に文章等でですね、理事者のほうに提出をしてそれで回答をいただく。

そして向こう側も、やはり文章だけでは説明ができ得ないと。

ぜひ私たちも出席して、議論をさせていただきたいということになれば、特別委員会の中でその課題について議論をしていきたいと、こんなふうに思っています。

ですから、進め方の基本は、議員間討論をある程度中心にしながらも、必要なときには理事者ともしっかりと議論をしていきたいと、委員長としてこんな考えでいるんですが、皆さんから意見いただければと思いますが、どうでしょうか。

○工藤英治委員 あのですね、理事者のほうに文書をもって、これいいと思うんですよ。

その前に、本当に議論してほしいのは、保健所の管轄ですよ。

それが知事の管轄ですよ。

そして市でもね、議会で議論できますよという線を決めないと、それから、これは市ですよ、市でもこれは国からダイレクトに來ている、先ほど言った10万円の支給とか、これは議論する余地がない問題ですよ。

ところが、市に交付金としてきたものが市独自で、議会独自で判断できるよと、この三つぐらいに分けられると思うんですよ。

ここら辺をね、整理して、そしてなおかつこれは無理かなと、いわゆる濃厚接触者、これについてはね、この間も厚労大臣が返答していましたよね。C O C O Aですか、あの問題、4カ月も過ぎてからようやく、ああ間違っていた、もっとこうするべきだなんていう答弁をしていた。

それから、ワクチンの問題でも、いつどのようにどうしますかと言ったら、言えないことがございますと言って、みんな下がったんですよ、それはなぜかって言うと、本当にね、幾ら入ってくるんだと。

途上国なんかとね、いろいろあってお金をこれだけ積んだから大丈夫っていう、そういう言葉は言えない。

どんな形で入ってくるのかわからないけれども、こうこうこうだっていう、それで切っちゃったよね、だから言えないこともあるんでしょう、恐らく。

そうだとしたらワクチンのことね、こっちでね、こうだああだっていう議論がね、非常に狭まってしまうのではないかな。

この辺もね、いろいろ先に議論するべきだと思う。

そうだな、これはこう、この辺までかと、こういうことをね、整理するべきだと私は思います。

○山田庫司郎委員長 ほかに、どうですか。

○平賀貴幸委員 工藤議員のおっしゃることは一定程度理解できます。

しかし、私はちょっと違うんだろうと思っております。

例えば、保健所がどこまでできる、できないと決めるのは、実は我々ではありません。

保健所です。

ですから、保健所にこういったことができないかということを我々議会としては、提案を議会ですること、これはできるわけです。

しかし、その結果として法律でこうだからできないということを保健所から回答がもらったときに初めてできないということははっきりするわけです。

我々の側で先に何らかの制限を設ける必要は基本的にはありません。

明らかにですね、誰が見ても法に触れるようなことを議会がやろうとすればそれは止めなければいけません、本当にそうなのかわからないことについては、市民が求めていることであればですね、何とか実現できるようにしろというふうに求めていくのが我々議会じゃないですか。

それが議員の役割なので、その原因、検討を我々がぜひ果たしたいと思います。

○工藤英治委員 あのですね、ですから基本的にこの法律の中で、知事が責任を持つ、そう書いているものは保健所なんです。

だから、そこら辺についてもう一回、全部ひも解いてください、そして整理しましょうという意見です。

○山田庫司郎委員長 お2人に少し違いはあるのかもしれませんが、大体、私とすれば同じようなことを言っているのかなと解釈をするんですけれども、工藤委員はですね、きちんと保健所ができること、道ができることっていうのは、法律含めて、触れている部分があるわけですから、平賀委員から、これを何とかしてしてくださいと言っても、法律を犯してまではやれないことも私たちの中に頭に入れないながら議論しなきゃならんということは事実ですから。

ですから、お二人のところをかみ合わせたら、同じようなことを私は言っていると思います。

それで、工藤委員から言われるように、議論の中でしていっても私はいいじゃないかと。

今、最初にそこを、こういうもの全てがどうだとなると非常に難しくなりますから、課題ごとに議論していく中で、工藤委員から、例えばこれは、保健所でやる、これは道でやらなきゃならない課題だから、市はでき得ない課題だと。

これは議論する必要があるということも含めてね、意見を言っていただければ、その段階で整理がつくかなと。

先ほど言ったように、正副に任せていただいて、2人の中で整理できるものはしていきたいというふ

うに思います。

いずれにしても、正副でまとめたものを皆さんに出して、了解もらってから話すから、そこを御理解いただければと思うんですが。

工藤委員の言うのもわかります。

最初にそこをちゃんとしておかないとだめだと。

考え方として、それはずっと全てのものについていくと思いますので。

○永本浩子委員 すいません、今委員長のほうからもありましたけれども、やはり法律としてどうなのかというのを、最初から全部そこを切っちゃうのかどうかということもあるかと思うんですけども、私としまして、平賀委員のほうから、感染症法に関する勉強はそれぞれ議員が個人でということで、もちろんそれが基本ですので、ぜひ進め方の第一として今回のこの特別委員会までには、やはり一部議員にはちょっと感染症法を理解していないのではないかなとちょっと懸念する部分もあったので言わせていただいたんですけども、全員がきちんと勉強した上で、この特別委員会に臨むということをやまず進め方の第一にさせていただくということと、今回のこのワクチン接種というのは、本当に市民の生命にも関わる大事な事業で、やる側としては大変難しい、そしてまたいろんな手続き、また記録もとることになったので、さらにまた負担が大きくなるということが十分に予想されますので、この特別委員会が、いろいろと資料の請求をしたり、いろいろお話を聞かせていただくという中で、ワクチン接種の体制を構築し、またそれを実施することに関して足を引っ張ったりするような、あまり負担をかけ過ぎたりするようなことのないように、そこは全員で気をつけながら進めていっていただければと思っています。

以上です。

○山田庫司郎委員長 委員長がすぐ答えてはいけないんですが、永本委員の気持ちもよくわかりますが、議会としては確かに理事者の立場も考慮しながら考えていくのは頭に入れますけれども、そこは向こうがこうだから、あだからというのは大事な課題のときには、最小限でも出てきて私は議論をしたいと、こんなふうに思っていますんで、頭の隅にはしっかり入れていかなきゃならない課題だろうとは思っています。

○近藤憲治委員 進め方の部分についてであります。

永本委員からも若干お話がありましたけれども、やはり今、市が進めていかなければならないのは、このワクチンの接種をいかに迅速に、また、市民の皆さんに安心を持って受けていただけるかという部分です。

この新型コロナウイルス感染症が出始めた段階で、議会としても申し合わせをしています。

それは、できる限り効率的な議論をしましょうと。

長時間にわたる接触はなるべく避けましょうということで、申し合わせをしておりますので、当然この特別委員会もそういった申し合わせに基づいて、運営がなされていくべきものだというふうに考えておりますし、特に、この3月から4月にかけては、ワクチンの準備期、そして実施の冒頭期に入りますので、そこについては、平賀委員はここで議論した後で、文書にして理事者に送るのはどうかという提案をされていますけれども、そういった方法も含めてですね、なるべく理事者、特にそのワクチンの接種に当たる担当部局が集中して職務に当たれるようにしていただきたいとも思います。

あわせて、3月は定例会があつて、当初予算が上程されます。

先ほど所管との兼ね合いという議論で、当初予算の中に入っているコロナ対策費等についてどういうふうに整理するのかという懸念があります。

ですので、私自身、私の考え方としては、3月の議会、当初予算の議論がなされている間は、特別委員会は開かれなないということか、または論点整理のために、委員の皆さんで自由討議を行うという程度の開催の仕方なのかなというふうに考えていますけれども、その予特の開催期についての整理の仕方についても整えたほうが良いと思います。

○山田庫司郎委員長 貴重な意見、近藤委員からいただいたと思います。

皆さんから御意見ありますか。

○平賀貴幸委員 近藤委員の意見、ごもっともだと思います。

私もほぼ賛同できます。

あとは、基本的には新年度予算の説明が今日、我々の中であつたわけですから、そこに触れるようなものについては、ここではしないというのは当然のことなんだというふうに思います。

ただ、やはり状況的に鑑みて、協議を急がなければいけないものもあるんです。

だと思いますので、まずはその議員の中でですね、必要で急いでやらなければいけないだろうと思われるようなこと、あるいは、早く北海道に対して何らかの対応を求めなければいけないことなどですね、そういったことがあれば、それをまとめた上で、できるだけ早目にアクションを起こすということも必要なので、そういった日程感が必要なんだろうというふうに思います。

例えばですけれども、緊急事態宣言の対象に北海道はなっていません。

しかし、集中対策期間を北海道は、なんか名前も変わるらしいですけれども、設けたわけですね。

札幌市のススキノの地域にだけには、支援金を渡すようなことをしているわけですよ。

ただ、皆さんわかっているとおり、我々の地域だって支援金ないとおかしいじゃないですかという意見をたくさん聞くわけですし、むしろ知事頑張らないでくれと。

緊急事態宣言、宣言してもらったほうが、我々まだ生き残れるかもしれないなんていう切実な声を受けているわけじゃないですか。

それを本当にそのままで、北海道このままだ3月7日までですか、延長するだけの判断をさせていいのかっていうことはちゃんと考えた上で、我々として意見を上げていかないと、このままだと今のままに行ってしまったら、本当に事業者さんたち大変だなというふうにやっぱり思うものですから、そんなことをやはり、急いで議論する必要があることなんだと思います。

ほかにもきっとそんなこともあるので、そこはできるだけですね、スピード感を持ったものも必要だろうというふうに併せて思います。

以上です。

○山田庫司郎委員長 今、改めての調査項目の提案かなという位置づけをするべきなのかですが、今平賀委員から、また、近藤委員から貴重な意見、私もいただいたと思います。

3月は、委員会含めて予算の議論です。

そして、事前に今日も予算の説明もございました。

これから3月議会ですっかり予算について議論していくわけですが、補正含めて、コロナの関係で相当項目がありますから、こことかぶってくる部分もほとんどなのだろうというふうにちょっと私も思っていますから、そうなりますと、3月の議会が終わ

ってから、特別委員会としては本格の議論をしていくのかなということに、日程的にはなると思いますが、今平賀委員から出たように、例えばここですています農大生っていうふうにくるかは別にして、これから幼稚園の卒園、卒業、それから入園、入学、いろいろ集まる状況も出てくる。

どういう形でやるかっていうことも、もちろんそれぞれの学校なり、園によってまた違いが出てくるのかもしれませんが、例えばこれについては、近々にやっぱり要望してですね、何らかの市の考え方を求めたいという委員の皆さんの共通認識があるんでしたら、こういう課題を整理して、早目に特別委員会として、理事者のほうに上げていくという方法もあるのかもしれませんが、皆さんからその辺緊急の課題と、後からでも十分議論できる課題とですね、整理すべきだという平賀委員の意見もありましたので、皆さんから意見いただきたいなと思うんです。

○川原田英世委員 やっぱり整理してやっていくべきだと思っています。

というのが、まずやらなくてはならないのは、ワクチンの接種が完了するまでは、コロナの感染拡大をどうこれからちゃんと抑えていくのか、このことがまだ不十分な点をやっぱり洗い直していかなくちゃいけない。

これがまず急務だろうというふうに思いますので、感染拡大を、先ほどエビデンスがという話もありましたけれども、感染を抑えるための取組というのは、これはもうほぼ確立されているといっても間違いありません。

人が接触しなければいいと、感染者と接触を控えればいいということですので、その観点からいくとやはり、そういった移動が求められる、この春先の時期に向けて取り組むという、時間的な制限がある中でやっていかなくちゃいけない新入生だとか、あと、来年オリンピックが開催されるということになれば、ホストタウンとしての構想も見えてきますけれども、そうなったときには網走市にも多くの合宿者が来てくれるんだろうと思いますが、そういうときに、網走市としてどういった市民への安全を確保するための取組をしていくのかと、こういった部分が、やはりないといけないんだろうなというふうに思います。

緊急性を求める上では、まずは感染拡大を抑えるという観点の議論、必要性のあるものをまず第一

に、それは3月の定例会が始まってからとかそういうのではなく、できるだけ早くから理事者側にも文書で手渡して、会見を伺って議論していくということが必要だろうというふうに思っています。

それと同時にやっぱり感染拡大を抑えていくという点では、公共施設の感染者、濃厚接触者の発生、これも私のほうで項目を出させていただいていますけれども、これも、今現在聞いている範囲では、発症していた場合等についても全て保健所任せであります。

保健所がじゃあ指示できるのかと、先ほど工藤委員からもいろいろありましたけれども、保健所は、市の施設で感染者が出たからといって、市の施設をどうしろ、こうしろという権限はもちろんありません。

これは市の考えですから。

となると権限は市側にあるわけですので、このことが今まだ曖昧なので、しっかりとここは感染拡大させないための対策として、先にやっていかなくてはならないことだというふうに思います。

そういった意味で、これからまず今早急にやらなくちゃいけない感染拡大を抑えるということに、この間特化をして進めていくということが私は必要だと思います。

それと併せて、国、道に対しての要請というもの、検討について、これは随時していく必要があるんだというふうに思います。

私のほうからその3点です。

○山田庫司郎委員長 分けてやるべきだと。

3月議会までにやるとなると、まとめてもう1回この特別委員会をやると。

2月中にもう一度開催するということに、日程的にはなりますので、その辺も踏まえてですね、皆さんからの意見をいただきたいと思います。

○工藤英治委員 今、川原田委員から感染者及び濃厚接触者も含めてなのか、あれですけども、これは法的には保健所ですよ。

市がどうのこうのってね、今言ったように聞こえたんですよ。

市の職員が言うことと、市民において感染者が出た場合、濃厚接触者が出た場合、これは市ではないんですよ、保健所です。これは法的な話ですよ。

○山田庫司郎委員長 工藤委員、議員間討議でしたら、川原田委員答弁してください。

○川原田英世委員 工藤委員の言っているとおり

の、そのことが前提で、その時点で市が把握した場合に、公共施設をどうするか。

今紋別の例ということで、紋別は、指定管理を委託している会社、指定管理をしている会社で感染者が出ましたと発表しました。

市側は発表はしませんでした。

公共施設を管理する指定管理者側が独自の判断で行動しました。

こういった場合、じゃあどうするのかと。

施設をどういうふうに1週間閉めるとか、そういうのは市の判断ですので、感染者がどうのこうのということではなくて、そのときの施設としての対応についてのことです。

○山田庫司郎委員長 感染者への公表を含め、直接感染者への対応は、保健所です。

川原田委員言われるように、もし公共施設なり、どこかの施設でその方が陽性者が出た場合の例えばですが、どここの施設を保健所が閉館しなさいとは指示しないんです。

それは、今度管理をしている市がどういうふうにするかっていう判断を、例えば、1週間閉館しますとか、どういうふうにしますとかいうことは、今度、そこの管理者がやらなきゃならなくなるんで、それはまた別に議論しなきゃならないだろうというのは川原田委員でありますし、工藤委員の言うことも間違いではないんです。

保健所はそこまでやりますけれども、こうしなさい、ああしなさいとは絶対言いません。

ほかはどうですか。

急がなきゃならない課題がありますという意見があったんですが。

○近藤憲治委員 時間軸で急がなければならないという議論がありますが、冒頭私が発言させていただいたように、どのような取組をこの場でね、議論をしてやる必要がありますねっていう結論を出すにしても、そこは我々専門的知見を持って判断しているわけではないというのが前提にあるんです。

ですから、そこはきちんと政策提言するにあたっては、こういうところから情報を積み上げて、そしてこういう効果が見込まれるから実施をすべきだという、論立てをすべきであって、時間が近づいているからこれとりあえずやっていったほうがいいですよっていうような論立てで議論を進めるべきではないと思います。

特に、この東京農業大学の新入生や合宿者に、ま

た事前検査を行なっていくという話なんですけれども、これだけ見ればそうなのかなと思う人もいるかもしれませんが、逆にこの話が出始めると、じゃあ転勤族はどうなるんですか、じゃあ観光客はどうなるんですか、それはいつまでやるんですか、無限にやるんですかという話になります。

そういった線引きも含めて、じゃあ科学的にはこれが正しいので、こういうふうにやりましょうという知見は、残念ながら我々は持っていません。

ですから、何度も申し上げるように、どういった対策がこの人口規模の町にとって効果的なのかという専門家の話を聞くなり、そういった知見を積み上げるなりして、議論をしていくのだったらまだわかりますが、現段階で、とりあえずこれやってみましょうよっていうだけでは、残念ながら何といいいますかね、歴史的検証になかなか耐え得ない状況があり得ますので、私は、ここは急ぐというよりはきちんと丁寧に専門的知見も積み上げて、政策提言につなげていくべきだというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 歴史的論証を積み重ねるという重要性を否定するわけでありませんが、まずそれをしない政策を国のトップがもう既にやっているんですよ、幾つも。

全くそれに基づかない。

だから、我々がそこをいたずらに気にする必要は、一つにはないんだと思います。

ただ、おっしゃるとおり、特定の人たちのPCR検査をするべきか、しないべきかというそういう問題についてはですね、検証して本当に必要かどうか判断することは、それは多分必要だと思います。

ただそれは、先に勉強してからではなくて、我々の中で、それをやらなければいけないだろうとなったときに、初めて専門家に本当にそうなのかという確認をすべきだという論立てが我々議員ですから、やっていくべき話でですね、僕ら学生じゃありませんから、先に勉強してからじゃないと政策がつくれないなんだったら、それは違うんですよ。

まず僕らは、こういう政策が必要なんじゃないかっていうものをつくり上げた上で、論証が必要なものについてはしっかり専門家の意見を聞いて、それを上げる、上げないの判断をするっていう、順序立てだと私は思います。

それから先ほど、私が申し上げたような、緊急事態宣言、北海道の集中対策期間の延長に伴うようなことについては、論争とかそういうものではなく

て、本当に実際として困っているわけですから、そこは論証したり、専門家の話を聞くだけじゃなくて、できるだけ早く動かしていかなきゃいけない話だと思います。

そういった類いは、ほかにも多分あるんだと思いますので、そういったところは近藤委員のおっしゃるような過程ではないものになりますから、そこは分けて考えていくことが基本的には必要だと思います。

ただ、中には近藤委員のおっしゃるとおり、先にしっかりと知見を集めなければつくり上げられないものも、これは当然出てきますから、ですから私も先ほど申し上げたとおり、そこは並行しながらやっていくのが適切だというふうに申し上げたところで

○栗田政男委員 活発な議論をいただいています。

感じるのは、確かに議論することも大切です。

その中から見いだすものも出てくるでしょうが、この特別委員会が設置される大きな理由の一つには、市民からの不安感、心配感、いろんなコロナに対する情報不足による市に対する不信感も当然生まれているのは現実としてあります。

そういうものを少しでも和らげ、網走市民がこの先どういう対応をしていけるのかということの全てを助けてあげることはできないでしょうが、まあ、できるだけ範疇で、助けてあげる一助になるというのが、この委員会の大切な役割ではないかと思います。

そういうふうに考えたときに、やはりそのある程度の情報開示のシステム、方法というのは、きっちり構築しなくてはならない、この機会にきっちりやっていかないと。

確かに、法令に沿ってやらなくちゃいけないのも重々わかりますが、私は、法律は、民のためのものであって、最終的には法律も変えることができますし、要請することはいくらでもできますし、個人情報さえしっかり守ってあげれば、あとはやはり、市民はみんな知る権利はあると思います。

なぜならば、自分の命がかかっているからです。

このことをしっかりと押さえないで、議論をまあ言えばこう言う、リベートの議論をいくらしても意味のないことですし、専門家をどうのこうのと、国があれだけの専門家、プロチームを集めてやっても、あの程度のことなんです、本当に。

私たちは、それと同じことをして積み上げていく

のかと言ったらそんな必要はないと。

その場その場で、今できる対応をしっかりとやるために、先ほど来ていますが、ワクチンのほうは所管委員会もごさいます。

ただし、私たちは、まだその所管委員会の推進室がどういうメンバーで、どういう形でやっていくのかというのは、議会のほうにも報告は受けていませんからわからないんですが、そういう中でやっぱりそれに対する不安もあります。

本当に網走大丈夫なの、ほかの地域はたくさんやっているよねと、いろんな動きをしているよねと。

網走は本当にそれで大丈夫か、そういう素朴な疑問もぶつけていって、今だったら直せば間に合うから、そうすると市民にスムーズにいくよねって、市民のプラスになるよねっていうことをしっかり積み上げる。

これがこの委員会に託された大事な命題だと思っています。

そこで一つ大事なことは、スピード感です。

これが遅くなればなるほど、1週間置きましょう、第1定例会終わってからそのあとにゆっくり開きましょうということでは、とってもスピード感のない、いやそのときにはもう、どういうことになっているんだろうというぐらいの話になるのではないかと思います。

確かに今のコロナ期ですから、結局その長時間の会議に耐えられない、どうのこうのという話も出ていましたが、そこは一つ我慢をしていただいて、私たちはしっかり命を守るというその体制のもとにやらなければならない大切な会議だと思います。

ですから、逐一必要があれば、一定の間空いている時間を活用して、全員でやっているんですから、しっかりそこで意見をまとめるということが必要なんで、スピード感のある、しっかりとした現実性のある議論を皆さんで進めていただければなというふうに思います。

○工藤英治委員 スピード感いろいろ、それぞれの考えがあると思うんですが、国や道が右往左往している、これも実態なんですよ。

その中で、突然、こうだ、ああだと出てきます。

しかし、だからと言って網走市も、それに類した、ただ突っ込めばいいんだ、それにはならないと思うんですよ。

国とか道は、権利と責任と義務があるんですよ。

網走には権利とか責任はないんですよ。

そこらを考えると、あくまでも網走でできること、できないこと、しなければならないことの整理が先だとそう思います。

重ねて言います。

○山田庫司郎委員長 工藤委員から、先に整理すべきではないかという意見があったんですが。

○平賀貴幸委員 通常の委員会審議に従っていただければいいだけです。

なぜならばですね、専門家の意見を聞かなければならないということ判断するのは、議案の審議の過程でそういったものが必要なときに、誰かが、委員の1人がですね、それを発議して、議員皆さんがそれに同意したらそういうことができるわけです。

これ、100条の2もそうですし、公聴会の開催もそうです。

ですから、通常の委員会審議に従えば、先にそれをやらなきゃできないということは、これはあり得ないわけですよ。

多分ここでそれを先にやってくださいって言ったら、反対多数で否決されることになります。

恐らく。

だって、それは今そうじゃないんですよ。

市民が大変だから、僕は市民を守る責務があるんだから、この特別委員会をつくって、できることをやっていこうということでしょう。

そのために僕は、政治家として選挙に出て、ここにいるんだから、それをちゃんと果たすためのことをちゃんとやるっていうことをやりましょうよ。

その上で必要なことをちゃんと勉強したりですね、間違いないか確認したりする作業をしましょう。

普通の委員会の進め方ってそうじゃないですか、それだけでいいはずですよ。

以上です。

○工藤英治委員 あのですね、市民に対して、どのような答えを出すかが僕は大事だと思うんですよ。

それには、こういうことはこうこうで、市ができるものです、これは法律上保健所で、これ以上のことはね、公開は、うちらでできるものではないとか、この辺もきちんと整理しないと、市民に対して僕らがね、右往左往しちやいけないと思う。

それには、きちんとしたね、答弁の仕方っていうのを会得したいと思うんです。

それだけです。

○山田庫司郎委員長 ほかにありますか。

○近藤憲治委員 るお話ありますけれども、あくまでもここは網走市議会ですから、その市議会の権能にのっとった議論をしていく必要があると思います。

先ほど来、議論になっている国、道、市、それぞれの所管があつて、できること、できないこと、それぞれのファクターであるということは、多分多くの委員の皆さんは共通認識に立っておられるものと思います。

その上で、なおかつ道に言っていくべきこと、国に言っていくべきことがあるんじゃないかという御意見もありますので、そこの何といいますかね、この要素は国の権限にかかっていますだとか、この要素は道の権限にかかっていますっていうのを、きちんと認識した上で議論をしないと、網走市議会では何でもありというわけではございませんので、そこはきちんと入りの段階で整理をして、議論を進めていっていただきたいというふうに、でないです、外から見たとき、道の事項を市議会で議論しているんですか、国の事項を市議会で議論しているんですかっていう誤解を招くおそれもありますから、だから入りの段階で、この案件については国の事項であることは認識をしていると。

ただ、網走市にはこういう実態があるからこういうふうに改善をしたいんだっていう、議論の進め方が必要ですから、整理せずに何でもいいですよっていうやり方ではなくて、やはりこの項目は、国の権限にかかっている、この項目は道の権限にかかっているっていう整理をしながら進めていっていただかないと、市民の皆さんに誤解を招くおそれがありますので、そこは正副委員長に取り計らいをお願いしたいと思います。

○山田庫司郎委員長 皆さんの心配、同じだと思います。

後ほど副委員長ともちょっと整理をさせていただきますが、委員長としては今、皆さんから言われたように、工藤委員が心配しているとおりの、やっぱりそれぞれの職域があります。

立場がありますから、そこを超えてまでということとは私も考えていません。

それで、最初に、今出ている項目がどうだこうだっていう議論はしないと、先ほども言いました、個別に出てきたときに、これは道の仕事ですと。

市はものは言えない課題です、そしたらそのときにやめればいいんです。

ですから、今からやらないで、皆さんから出た調査研究項目を、最初に工藤委員が言われるような最初の整理がまず必要だと思う。

そして、市がやっぱり考えられる課題なり、対策があるのなら、そこで議論をして、今度はお金の関係、理事者の関係、体制がどうかということも含めた今度は議論になっていくというふうに私は思っていますから、ぜひ何でもありとも私も思っておりません。

整理しなきゃならないというふうに思うところも出てくると思いますし、私は委員の皆さんそれぞれに信頼をしていますから、その辺は良識を持った中で、出してきて議論をされるんだろうと。

もし違う方向に行きそうなら、委員長としてかじ取りをさせていただきたいと思いますので、そこは共通認識にぜひ立っていただいてですね、今後1回正副で、今日いただいた調査項目を1回整理させていただいて、皆さんに御提示をしたいというふうに言いました。

それで、急ぐ課題と、少し後でもいいよという課題がちよっと議論で今分かれているんです。

ですから、その急ぐ議論、先ほど川原田委員から出た、例えば農大生へPCR検査っていう具体的な提示があります。

ただ、もし議論の中でですね、これは議論してみないとわかりませんが、特別委員会として新たに集まる機会ができる卒園、卒業、入園、入学、そして、農大生の入学、さっき出ました転勤者の問題なんかもそうですが、それぞれの会社や団体に市として要請をしていくということになるのかもしれませんが、PCR検査まで実施をするとすると、私は近藤委員が言っているように、エビデンスは、国会の中でも、今回コロナは最初で初めてですから、科学的分析結果なんか終わらないと出ません。

ですから、何も根拠がないとは言いませんが、国会の中でも有識者の声を聞いて対策をしているんです。

一番、何でも基本は、早く対策をなるべくしなさいと。

こんなことが揃わないと、こんなことがないとできませんと言っていたら、感染拡大を阻止することはできませんという逆の議論もありますから、皆さんにその辺もお話をさせていただいて、今日は調査項目、今日の時点で事前提出いただいたことも含めて、正副でまとめさせていただいてですね、進め方

も先ほどから触れていますから、大体皆さん見えてきたと思いますので、そんな進め方でいきますけれども、先ほど私から言った形でいいですか。

議件として今あるものは、特別委員会として触れません。

議論していることについては、所管委員会です。

そして、所管事務調査を私どもの委員会で行いたいという思いがあっても、なかなか時間がかかって動かないのなら、特別委員会が先にやる可能性もありますから、そこは、所管委員会の委員長と私委員長と調整をさせていただくと。

原則は所管事務調査、所管の常任委員会を大事にしたい気持ちはもちろん、委員長として持っていますので、そこだけぜひ御理解をいただきたいと。

全体の話になりましたけれども、全体を通してどうでしょう。

急ぐ課題、もう少し提案のあった皆さんからも聞いたりして、正副で整理させていただきたいと思います。

文書で出し、文書回答を求めている、何だかんだやり取りしているうち、もう3月議会に入ってしまう可能性もありますから、理事者の皆さんの都合も聞きながら、緊急の課題がもし整理がついたら、文書で出して、説明員として誰か理事者のほうから出てきて、意見交換する場所がもしつくれば、つくっていくことも視野に入れながら、対応していきたいとこんなふうに思います。

いずれにしても、今月もあと半月もありませんので、時間がかなり逼迫している状況も一つあります。

いろいろ本当に活発な御意見をいただいたと思います。

そういう意味で、船出がきついほどいい委員会に私はなっていくというふうに思っていますので、このコロナが収束してからのアフターコロナの対策も、この中での議論にもしかしたらなる可能性もありますから、私たちの任期中、この特別委員会が設置ということに一応基本的になっていますので、ぜひ皆さんに御理解をいただいて、この特別委員会も活発に議論をさせていただきたいと、こんなふうに思いますが、こんなまとめで今日はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではちょっと委員長がしゃべりすぎましたけれども、今日は、特別委員会を以上で閉会をさせて

いただきます。

御苦労さまでした。

午後2時22分閉会